

小作制大農場における村落形成の基点に関する一考察

北海道夕張郡角田村湯地農場における「伍長組」を対象にして

誌名	北海道大学農経論叢
ISSN	03855961
著者名	坂下,明彦
発行元	北海道大学農学部農業経済学教室
巻/号	37集
巻号補足	
掲載ページ	p. 81-104
発行年月	1981年3月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



小作制大農場における村落形成の 基点に関する一考察

—— 北海道夕張郡角田村湯地農場における
「伍長組」を対象にして ——

坂 下 明 彦

はじめに——本稿の課題	81
Ⅰ 湯地農場の展開過程	83
1. 角田村における湯地農場の位置	83
2. 農場経営の展開と地区別編成	84
Ⅱ 小作農の定着と農民層分解の態様	89
1. 小作農民の定着と入地年次別グループ	89
2. 農民層分解と先着順序列	91
Ⅲ 村落形成期「伍長組」の内部構造	93
1. 小作管理機構としての「伍長組」	93
2. 農民層分解と「伍長組」の変質	96
(1) 「伍長組」の階層構成と伍長の位置	97
(2) 小作争議と伍長の性格変化	100
3. 小 括	101
おわりに——今後の課題	103

はじめに —— 本稿の課題

従来の北海道地主制研究は、浅田喬二氏に代表される統計分析¹⁾、旗手熙氏に代表される個別地主の事例分析²⁾という二つの方向から進められてきた。しかし、昭和40年以降、地主制研究は、一部を除いて停滞局面にはいっており、府県における「養蚕型」の析出など、近年の研究上の高揚に比して、そ

1) 『北海道地主制史論』農業総合研究所、1963。

2) 「北海道における小作制大農場の研究」(『北海道農業研究』14, 15, 16, 18号, 1958～60, 所収)

の遅れが指摘されている。

特にそれは後退期地主制研究に現われており、昭和恐慌期以降の生産力主体の転換³⁾、国家独占資本主義的農村把握等、農地改革を展望する研究の深化が要請されている。

本稿では、昭和恐慌期以降の農村再編への移行期となる第一次大戦から昭和恐慌期までの時期を対象として、所謂「造田ブーム」期の小作経営の上向化の過程を農民層分解の視点から追求し、従来、農場経営分析として進められてきた地主制研究を豊富化することを目的としている。さらに、そうした新しい動きの中で、昭和恐慌期以降、農業生産力展開⁴⁾の核となり、かつ政策浸透の受容基盤となる村落＝農事実行組合の組織的母胎の形成を、農場制下の支配機構として設置された伍長制度の「組」組織（これを仮に「伍長組」と名付ける）の変質過程として考察する。

この問題については研究の蓄積も乏しく、統計による全体把握も不可能なので、ここでは一小作制大農場のモノグラフィーを提示し、可能な限りでの一般化を試みる。そのためには対象地の選定が重要であるが、本稿では、北海道の水田中核地を形成する南空知にあって灌漑事業が早期に行なわれ、かつ有数の小作制大農場群を有する角田村（現栗山町）を対象地とし、その中でも大正末期にはほぼ全小作人を網羅した小作争議を経験した湯地農場をとり上げる。

行論は、課題に対応して、まずⅠで農場の展開過程を前提的に跡づけたのち、Ⅱで小作の定着を契機とする農民層分解の態様を「先着順序列⁵⁾」の形成

3) 土地資本投下の側面では、大正9年以降耕地開発の外延的展開の終息、水田開発における灌漑投資の地主主導性の低下が表われ、国家資本主導の水田開発へ転換する。他方、民有未墾地解放により自作農的開墾が中心となってくる。また農業生産力展開の方向は、地主制下の地力収奪的農法による地力問題の出現と連続凶作を契機に「北海道的」農法の形成へと向かう。その主体も、農場による農事奨励から、農事試験場―農会技師ルートの農事指導が重要な位置を占めてくる。第3に、昭和恐慌下の農家負債問題の出現の中で、農家経済の「更生」が「価値」実現の側面においても取り組まれ、激しい反産運動との対抗の中で、産業組合を中心とした信用、購買、販売の各市場での農民的対応が進展していく。

4) 北海道の村落を「農事組合理型」村落と規定したものに、田畑保「北海道における自作地主部落の展開構造」(『農業総合研究』31巻、3、4号、1977)がある。氏は自作地主部落を対象にこの規定を打ち出している。

5) 先着順序列の規定については、田畑保「北海道農業集落の階層構成の一規定要因」(『農業総合研究』33巻2号、1979) p. 220 参照。

として考察する。ついでⅢでは、昭和恐慌期以降の村落形成の基点をなす小作農民層の「自主的」な基礎単位の形成を問題とし、その内部構造を「伍長組」内の新たな経済的秩序の形成と、それに基づいた伍長の性格変化から明らかにしていく。

I 湯地農場の展開過程

1. 角田村における湯地農場の位置

湯地農場が位置する角田村（現栗山町）は、空知支庁管内夕張郡4町村の一つで、石狩川支流、夕張川の右岸に位置する。土地利用は、夕張山地から夕張川への傾斜という地理的条件に対応し、丘陵部の畑作、平坦部の水田という分布をなしている。

角田村は、大地主地帯と特徴づけられる北海道の中でも、小作地、自作地比率7:3に表わされるように小作地の比率が高く、第二次大戦下まで強固に小作制農場が維持された典型的な地主地帯であった。小作制農場の形成は、明治20年、30年代の国有未開地処分によるものが主体をなし、さらに大正期にはいって醸造資本、炭鉱資本による土地取得⁶⁾が加わった。

農地開発は、これら小作制大農場＝「開発地主」による小作開墾によって主導されるが、明治20年代末には、早くも大規模水田灌漑事業が着手される⁷⁾。その過程は明治26年の水利組合の設立、その村営事業への移行、明治35年の法律制定にもとづく角田村土功組合の設立という複雑な経緯をたどるが、明治30年代末には1,300町の水田造成を完了する。さらに大正末から昭和初期に500町、昭和10年前後に200町の造田がなされ、戦前期の水田開発は2,000町におよんだ。灌漑事業の主体である土功組合の有力組合員も各小作制農場主が占めており、村の農地開発は、畑開墾とあわせて、一群の小作制農場によって担われた⁸⁾ということが出来る。

こうした小作農場を権威づけるものとして、皇室御料林、北海道大学付属小作制農場（北学田、南学田農場、計1,000町）、華族農場（鳩山、高木、堀

6) こうした地主系譜の変化を浅田喬二氏は北海道地主制の二段階規定としてとらえているが、角田村でもこの規定があてはまる（前掲書参照）。

7) 角田村の開発は、仙台支落、角田藩による夕張開墾起業組合の設立を出発点とするが、この後身真誠社の水田試作によって角田村での水稲作の可能性が確認された。

田農場)があり、強力な地主支配が形づくられていた。

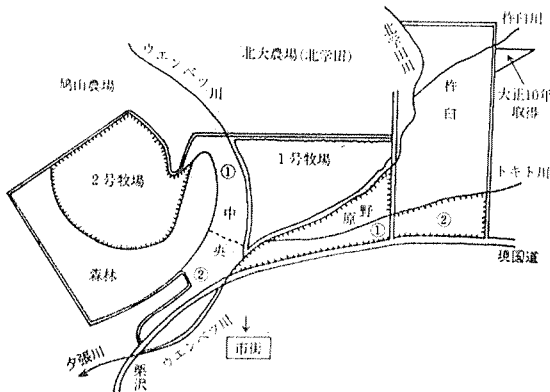
考察の対象とする湯地農場は、一連の小作制農場群の中にあって、明治20年代に設立された「草分け」として、さらに華族農場として最有力の位置を占めていた。

初代農場主湯地定基は、旧薩摩藩出身であり、その経歴をみると、明治4年アメリカマサチューセッツ農科大学留学、帰国後、北海道開拓使七重試験場の場長、根室県令(三県時代)、北海道庁土木部長を歴任しており、「薩摩閥」を中心とした北海道開拓の中枢を担ったエリート官僚であった。その後、男爵として貴族院議員に勅選され、官僚を辞任するが、道庁時代の部下を通じて特権的な土地取得を行ない、小作制農場の経営を開始する。その土地取得は、明治26年の567千坪(189町)の「土地私下規則」による貸下げ、明治34、35年の910千坪(303町)の第二次貸下げによっており、ともに無償取得であった。⁸⁾

2. 湯地農場の展開過程

湯地は農場設立にあたって、西欧的大農論を取り入れた直営混同経営をめざした。図1に示すように、明治26年貸下地(以下1号地と略称)の平坦部

図1 農場区域の概要



8) 大正10年に12.5町の土地購入を行っているが大勢としては微々たるものである。湯地は、角田村の他に、明治34年有隣生命保険会社所有として上川郡比布村に畑277町、未墾地353町(大正元年現在)の農場も所有していた。

小作制大農場における村落形式の基点に関する一考察

は、1号牧場地と畑作地（中央、原野・杵臼）に2分され、明治34、35年貸下地（同2号地）の丘陵部は全面牧場とされた。

しかし、この時期に設立された資本制農場と同様に、直営開墾はいきづまり、直営酪農部門を存続しつつ、畑作は数年にして小作開墾へと移行している。

資料の現存する明治34～37年の時期をとって農場経営の動向をさぐると、

表1 畑面積の増加と小作料等級割合の変化（予算）（町）

	M 34		M 35		M 36		M 37	
10年 墾 以 上	100円	1.4 町	100円	7.10町	110円	9.22町	110円	29.63町
9	90	2.0	}	}	}	}	}	}
8	85	3.7						
7	75	2.05						
6	60	7.44						
5 以 下	35	65.38	35	57.78	45	37.69	45	22.97
不 明					80	5.02		
〃					50	0.55	50	55.00
合 計	81.97		91.78		89.77		101.68	
予想小作料(円)	355.67		470.90		640.97		849.56	

『湯地農場予算調』各年次（北大百年史編纂室所蔵）より作成
開墾年限は明治43年時点から推計，左が小作料（反当）額，右がその面積

表2 水田小作料等級・面積の推移（予算）（町）

	M 34	M 35	M 36	M 37
反当小作料等級				
4.5斗(450銭※)	—	—	7.48	12.08
4.0 (400)	3.22	15.28	25.89	28.61
2.5 (250)	—	—	3.07	0.99
2.0 (200)	19.21	14.86	5.00	—
合 計	22.43	30.14	41.44	41.68
予想小作費（石）	51.3	137.9	154.855	171.39
〃 金額 ※（円）	513	1,379	1,549	1,714

『湯地農場予算調』（各年次）より作成
※米価1石10円として推計

9) 旗手勲『日本における大農場の生成と展開』1963，参照。

10) 以下，農場初期の資料は，北海道大学百年史編纂室所蔵『湯地家文書』の資料整理の過程で得たものである。

耕種部門では、畑開墾が計画通り進行し、また前記灌漑事業に参加して、明治37年には畑101町、水田41町とほぼ1号地の開墾を終了している。小作料は開墾の進行にともない、その賦加面積、小作料収入ともに増大しており（表1、2）、実納率も、畑作では予想小作料を超過、水田でも明治37年には予想小作料を上まわるに到っている（表3）。直営酪農部門については、明治

表3 小作料と実納率

		M 34	M 35	M 36	M 37
畑 (円)	予 想	355.67	470.90	640.97	849.56
	実 納	354	558	687	895
	々 率	(99.5%)	(118.5)	(107.2)	(105.3)
水 田 (円)	予 想	513	1,379	1,549	1,714
	実 納	375	78	832	1,823
	々 率	(73.1)	(5.7)	(53.7)	(106.4)
水 田 (石)	予 想	51.3	137.9	154.9	171.4
	実 納	42.4	7.8	83.2	159.9
	々 率	(82.7)	(5.7)	(53.7)	(93.3)
合 計 (円)	予 想	869	1,850	2,190	2,564
	実 納	729	636	1,519	2,718
	々 率	(83.9)	(34.4)	(69.4)	(106.0)
角田村水稲反収		1.62石	—	1.00石	1.60
農場反当小作料		0.19石	0.03石	0.20石	0.38
米 価 /石		8.75円	10.00	10.00	11.40

『湯地農場予算調』『湯地農場年報告』『角田村史』より作成

表4 初期経営状況 (～M37)

(円)

表5 初代入場小作戸数

	農 場 入	農 場 出	差 引	累 計
M25～27av.	—	1,245	△ 1,245	△ 3,735
28～31av.	282	1,245	△ 963	△ 7,587
32	665	1,798	△ 1,133	△ 8,720
33	699	1,983	△ 1,284	△ 10,004
34	1,442	2,425	△ 983	△ 10,987
35	1,844	2,802	△ 958	△ 11,945
36	2,962	2,902	60	△ 11,885
37	4,433	2,207	2,126	△ 9,759

年 次	戸 数
M25～28	5
29～31	30
32～39	7
40～45	16
T 2～5	14
6～	4

『湯地部落史』より作成

『湯地農場年報告』その他により作成

小作制大農場における村落形式の基点に関する一考察

36年で搾乳14頭となり、近隣市街地への市乳販売で粗収入1,200円前後に達している。経営収支では、明治36年以降、収入が支出をうまわり、先行投資の資本回収に一応の見通しがついた状況にある（表4）。

このように、農場経営は水田小作経営の早期実現を桿杆に、開墾10年余りの明治年代末に一応の確立をみたといえることができる。

表6 水田の階層別構成（明治36年）

小作米(石)	0～2	2～4	4～6	6～8	8～11	11～13	合計
推定水田面積 (反)	(0～5.4)	(5.4～10.8)	(10.8～16.2)	(16.2～21.6)	(21.6～29.7)	(29.7～35.1)	
農家戸数(戸)	29 (47.5)	19 (31.1)	2 (3.3)	2 (3.3)	7 (11.5)	2 (3.3)	61 (100.0)
累計小作米(石)	32.28 (15.3)	61.05 (28.9)	8.88 (4.2)	12.95 (6.1)	73.12 (34.6)	23.20 (11.0)	211.48 (100.0)

湯地農場資料『三十六年米納未納者及取立按分伺調』より集計

小作米は契約高、推定水田面積はM36年平月石数（反当）0.37石より推計

0～2石層には13各で14.64石（平均1.13石）
 2～4石層には14名で48石（平均3.43石）
 8～11石層には4名で43.6石（平均10.9石）
 の連体借入を1戸平均で加算した

表7 地区別田畑面積

(町)

台帳反別		大正9年の地目別面積				田畑合計
		田	畑	牧場	田	
1号地						
中	央	61.1	12.4	21.6	26.8?	34.0
	①		(12.1)	(10.1)	(4.5?)	
	②		(0.3)	(11.5)	(22.3?)	
1号牧場		31.4	—	32.2	—	32.2
原	野	54.9	17.2	26.3	—	43.5
	①	(19.6)	(15.1)	(—)	(—)	
	②	(34.3)	(2.1)	(26.3)	(—)	
杵	臼	88.5	16.1	67.9	—	84.0
小	計	235.9	45.7	148.0	26.8?	193.7
2号地						
2号牧場		/	0.4	82.8	130.3?	83.2
森	林	/	—	—	—	(51.6)
小	計	265.6	0.4	82.8	130.3?	
合	計	501.5	46.1	230.8		276.9

『栗山町村税反別割台帳』『地番集積図』より作成

表8 地区別水田面積の推移

(町)

	T 9	T 14	S 3	S 10	S 14
現 第 一					
杵 白	16.1	17.3	31.2	45.9	45.0
原 野 ①	15.1	15.0	18.2	18.9	18.1
小 計	31.2	32.3	49.4	64.8	63.9
現 第 二					
1 号 牧 場	—	—	5.3	8.0	8.0
原 野 ②	2.1	2.1	1.9	3.3	3.1
小 計	2.1	2.1	7.2	11.3	11.1
現 中 央					
中 央 ①	12.1	12.1	16.7	19.5	19.4
中 央 ②	0.3	3.7	2.4	2.7	2.6
小 計	12.4	15.8	19.1	22.2	22.0
現 第 三					
水 田	0.4	0.4	3.5	3.5	3.5
(畑)	(82.8)	(217.9)	(155.2)	(155.2)	(155.2)
小 計	0.4	0.4	3.5	3.5	3.5
大正10年購入(杵白)					
田	／	6.8	6.6	6.8	6.7
水 田 合 計	46.1	57.4	85.8	108.6	107.2

資料は表7に同じ

他方、労働力確保の面では、開墾の本格化する明治29～31年の3年間に30戸の小作入地をみている(表5)。小作募集は府県からの移民募集ではなく、周辺町村からの調達であり、小作人確保の困難なこの時期に短期間で小作確保を可能にしたのは、開墾小作の保護とともに、¹¹⁾ 早期の造田化であったといえる。表6は明治36年における小作水田面積を試算したものである。ここでの特徴は、10戸前後の本格的な水田経営に対する1町以下の飯米確保的経営50戸(80%)の存在であり、小作農の水稲作志向を利用した小作確保が行なわれたといえよう。

以上、湯地農場の経営に則して、その確立までの過程を概観したが、さらに明治末期には酪農部門が大幅に縮小し、大正期には水田プラス畑作の小作

11) 開墾小作の保護の内容は、小屋掛料一戸5円、開墾料反当1.40円、鑑下年限2年であった。これは当時の小作制農場としては一般の水準である。

経営に純化する。具体的には牧場を廃して畑作へ転換しており、これによって農場の地区編成は一応完成したといえる。田畑別では水田50町弱、畑230町、計280町が湯地農場の経営面積となり、地区別には、表7に示すように、中央①と原野②、杵臼に水田が分布し、他は畑作という構成が形成された。

こうした、田畑別分布を基本的に維持しつつ、湯地農場は第一次大戦以降、新たな展開をむかえる(表8)。それはまず、大正9年から昭和2年にかけての造田であり、次に丘陵2号地の畑開墾の進展である。この時期に水田は倍増し、これによる小作経営の上向化が大正15年の小作争議の基礎となってくる。さらに、昭和恐慌後の昭和10年前後に第三の造田期をむかえ、水田は20町程度の拡大によって戦後最高の100町台となる。

こうした水田増加は、農場全域にみられるが、特に杵臼、原野①(以下現在の呼称である第一地区と表記する)を中心としており、この地区を主な対象としながら第二造田期以降の小作経営の変貌を農民層分解の視点からとらえてみたい。

Ⅱ 小作農の定着と農民層分解の態様

1. 小作農の定着と入地年次別グループ

北海道農村の特質の一つとして農家の激しい流動性がつとに指摘されているが、小作農の不安定性の解消とその定着は不可分の関係となっており、その意味で農民層分解の前提となる。しかし逆に、分解の進展が転出を規定する関係をも指摘しておかなければならない。

表9は、原野①、杵臼地区(現湯地第一地区)における¹³⁾25の団地を、農地改革時点での耕作者の耕作年数順に並べたものである。これによれば、農地改革時点の小作農は、その入地年次によって3つのグループに分けられる。Aグループは、明治末から大正初期にかけての第一の小作移動で入地したグループであり、長期耕作者グループをなす。Bグループは第一次大戦以降の大正末期に入地したグループで、前耕作者の耕作年数をみれば明らかなよう

12) 例えば、前掲田畑「展開構造」(→p. 32参照)。

13) 農場によって小作一戸分の耕地が測量によって区画化されていた。これを団地と表現した。詳しくは後述。

表9 入地年次別グループ

	団地 NO.	耕作 年数	入地 年次	前耕作 者の 耕作年数	それ以前 の耕作 年数	耕作者 交替数	備 考
A グループ	⑤	44	M38	8	—	2	伍長
	⑧	40	M42	13	—	2	
	⑨	40	M42	12	—	2	
	⑬	39	M43	7	7	3	伍長
	⑯	39	M43	7	7	3	
	⑰	36	T 2	17	—	2	伍長
	⑳	36	T 2	17	—	2	
	㉑	35	T 3	18	—	2	
	㉒	32	T 6	10	11	3	
	②	31	T 7	16	6	3	
B グループ	⑬	29	T 9	7	2+2+17	5)	㉔耕作者の兼併
	㉑	27	T11	7	7+15	4	
	①	27	T11	5	2+9+5+5	6	同一者耕作
	⑩	25	T13	4	1+8+4+13	6	
	⑪	25	T13	4	10+7+8	5	
	㉑	25	T13	3	4+10+6+10	6	
	⑮	25	T13	4	4+7+7+8	6	
C グループ	⑥	22	S 2	8	8+8+7	5	②耕作者の兼併
	③	18	6	13	17	3)	
	④	16	8	9	9+3+3+5+6	7	
	⑦	14	10	27	7+8	4	
	⑨	14	10	20	4+17	4	
	㉑	12	12	33	10	3	
	㉑	11	13	17	4+2+3+7+7+8	8	
	⑪	8	15	22	20	3	

注)『部落史』(「湯地農場初代入場者及該地引継耕作者調」, 聴き取りにより作成。団地 NO. は「湯地農場図」によっている。「それ以前の耕作年数」欄は数字が耕作年数, その数が耕作者数を表わす。例えば, ⑥は3人の小作が17年, 2年, 2年と引きついた事を表わす。
尚, この資料は小作台帳をもとに作成されている。

に, 大正中期のこきぎみな小作移動を経て入地したものである。最後にCグループは, 昭和恐慌期以降入地した小作から構成されている。このグループの特徴は, 前耕作者の耕作年数がBグループに比して長く, その入地年次がAグループの入地年次と一致しているものが多いことで, これら前耕作者は

転出までAグループと同様の性格をもっていたと考えられる。

一般的に、北海道における小作定着の時期は、耕境拡大が一巡する大正末から昭和初期といわれているが、この地域についても、大正中期の小作移動の頻発期以降、A、Bグループあわせて農地改革時小作の70%が大正末までに入地しており、この時期に一応小作の定着が実現したとみることができる。

2. 農民層分解と先着順序列

このような小作の定着化は、基本的に小作経営の安定化の結果であるが、こうした小作定着と小作経営の上向は、農民層分解を進展させる。農地移動が資料的に把握不可能なので、小作所得で農場全域の小作の動きを示したのが表10である。大正6年時点では、所得100円以下が半数弱を占めていたが、大正11年には所得200～300円がモードとなり、さらに昭和2年には所得300～400円に上昇している。これにともない、農民層分解も顕著となり、大正11年には、所得階層も200～400円を中心に800円までの格差を形成するに到っている。

表10 小作所得の変化

(戸)

	T 6	11	S 2	7	10	14
1400～(円)						1
1100～						1
1000～						
900～					1	1
800～			3	1	3	
700～		2	1		2	1
600～		6	2	1	10	5
500～		4	4	7	15	4
400～		9	12	13	17	18
300～	5	21	29	24	22	22
200～	16	34	23	29	7	24
100～	28	10	15	8	3	3
0～	40	5				1
(不明)		(1)				
計	89	92	89	84	80	79

『村税戸数割台帳』(各年次)より作成

ここでは、こうした農民層分解と入地年次差との関係を同じ第一地区を対象に考察していく。この地区は注13)で触れたように、一戸分の団地区画が固定的であり、土地集積は2団地占有(8~10町)という大規模面積となり労働力面からも制約され、かつ農場外の土地取得もかぎられていた。その意味で、畑作的な規模格差は生じないが、団地区画は河川の関係で一定しておらず、その範囲内での大規模面積確保や優等地占有が農地移動の中で形成されたと思われる。小作面積は昭和初期の時点で把握することができないので、農地改革時点での小作面積と入地年次別グループの関係を考察していく。表11に示すように、入地時に2戸分購入したBグループの1戸を除けば、入地年次の差が耕地占有の構成を規定している関係が読みとれる。すなわち、Aグループは5町以上層が4戸存在し、かつ2団地占有による規模拡大と通い小作、自作畑所有による農場外進出がみられるのに対し、Bグループは3~5町層が中心をなしており、Cグループは3町以下層2戸を含んでいる。しかし、Cグループは4~5町4戸をも含んでおり、その前耕作者は昭和初期にはAグループと同一の階層性を有していたことがわかる。したがって昭和恐慌以降転入してきたCグループの過半は、前耕作者の優位性を

表11 入地年次別類型と農地改革時土地所有 (戸)

	反 ³⁰ ~30	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100~110	計
A	1※1	2	2	3※2		1			1	10
B		2	2				1			5
C	2	1	4							7
計	3	5	8	3		1	1		1	22

栗山町農委『農地改革諸登録確認簿』, 表9より作成, ※は聴きとりによる

※1は他に隣接農場に水田33反通い作

※2は自作畑50反通い作の一戸を含む

表12 入地年次別類型と農地改革時売渡価格 (円)

	5,000~	6,000~	7,000~	8,000~	9,000~	10,000~	12,000~	計	平均
A		2※1	3	2	1※2		2	10	9,000
B	1		2	1			1	5	8,600
C	1	2	2		1	1		7	7,800

表11に同じ

継承したと考えられる。この点で修正を含むとはいえ、基本的には入地年次差による先着順序列が形成されているといえることができる。

次に、土地占有格差をふまえて、土地の優劣、水田率を反映する農地改革時の売渡価格をみると（表12）、ここでもA-B-Cの序列がより明確になっている。

以上、農場経営の展開で明らかになった第一次大戦後の造田ブーム期に小作所得の上昇、小作経営の安定化、小作の定着化がもたらされ、それを契機とする農民層分解の進展が、小作間にA-B-Cという先着順序列を形成し、小作農相互の関係も、それまでの不安定な一過性の関係から農民層分解を通じた経済的序列の関係へと転化したといえることができる。こうした小作経営の上向と小作間の新しい関係が、小作支配機構にあたえた性格変化が次の課題となる。

Ⅲ 村落形成期「伍長組」の内部構造

1. 小作管理機構としての「伍長組」

明治30年代末の農場経営の確立にともない、農場支配の機構も明治40年代に整備されていく。すなわち、当初から置かれた農場事務所の他に、地区毎に小作管理のために伍長制度が設定され、明治43年に5地区、翌44年には全農場を網羅する11地区に

「組」が設置され、各組に小作人の中から伍長が指名された。

この伍長制度による小作管理の基礎単位を仮に「伍長組」と名付けると、その分布は農場内の地区別編成に対応しており、地区をいくつかに分割して、小作5～10戸を一単位として設置された（13表）。それぞれの小

表13 伍長組と組内団地数

地 区	伍長組	団 地 数	農地改革時 小 作 人 数
2 号 牧 場	第1組		
	2ヶ	22?	32
	3ヶ		
中 央 ①	4ヶ	7	9
	②	5?	6
1 号 牧 場	6ヶ	6	6
原 野 ②	7ヶ	6	6
	①	8ヶ	5
杵 臼	9ヶ	6?	5
	10ヶ	7	6
(含大正10年購入地)	11ヶ	8(+2)	7(+2)

『部落史』、『農場地籍図』、聴き取りにより作成
団地数は大正初期のもの

表14 「伍長組」の諸事例

No.	農	場	名	所	在	名	称	規	模	機	能
1	「D	農	場	上川中富	良野	{組 伍	長	20戸		諸般の伝達 (総代→組長→伍長→小作)	
2	「E寺北海道鶴村開墾地	農	場	波島	国	組	長	5戸		小作人の行状動怠の觀察、地主の諮問	
3	「F	農	場	石狩	国	組	長	10戸		事務所の命令の伝達、組内諸般の整理・取締	
4	「G	農	場	々		小作人総代人	長	?		諸事監督	
5	「H	農	場	上川鷹栖	村	組	長	?		小作人取締	
6	「C. ○ ○	農	場	旭川	地方	伍	長	…組		場内の整理統一	
7	「D. ○ ○	大子付風農場				組	長	…区		{令達の伝達、水路等の臨時破損の処置 組長協議会	
8	蜂須賀	賀農場	空知	雨竜	竜	組	長	1~10	数戸	{組合内共同に係る用務の統括、通達の伝達 {組合員の動怠の觀察、事務所の諮問	
9	北越	殖民社	石狩	江別		年	番	10戸		団体内の事件の周旋	
10	大倉	栖栖農場	上川	鷹栖		組	長	10戸		通達の伝達、備荒貯蓄の管理	
11	中村	農場	空知	美唄		伍	長	10~20戸 (農区)		農場の指示伝達、立毛検査の立会、行政連絡	
12	尾幌	農場	釧路	厚岸		組	長	20戸平均		部落行政、農事奨励	
13	松平	農場	上川	鷹栖		組	長	?		地主の示達伝令、諮問	

典拠 No. 1 ~ 5 小林巳智次「農場規則の法律的的研究」

6 ~ 7 同 「小作規則の発達並に比較に関する研究資料」

8 ~ 10 浅田喬二『北海道地主制史論』

11 道農業会議・美唄農委『農業近代化と集落・生産組織の課題と今後の展望』

12 農商務省農務局『地主ノ農事ニ関スル施設事例』(大正5年)

13 道庁産業部『北海道ニ於ケル農場経営ノ実例』(大正12年)

作人は測量によって区画された一戸分、あるいは数戸分の団地を小作契約に基づいて占有していた。この耕地占有のあり方は、未墾地を含む丘陵部（2号地）と平坦部（特に水田地帯）では質的に異なっており、「伍長組」の内部結合力にも影響を与えていた。すなわち2号牧場（第1～3組）は耕地区画が不安定で、飛び地等の分散化が拡大したため、「伍長組」は属人的な構成をとっていた。それに対し、水田地帯（第8～11組）では団地区画が確立しているため、「伍長組」は属人的であるとともに属地的であり、その意味でより強固なものであったと考えられる。¹⁴⁾

伍長制度は耕地が集団化した小作制大農場の支配機構として広範に存在しており、特に大団地を一挙に獲得した開発地主の農場に多くみられた。表14は、いくつかの農場の「農場規則」からその事例を拾い上げたものである。何れも組長、伍長等という名称の長を有する「組」が設置され、「組」の統轄する小作戸数は10～20戸であった。そこでの伍長（組長）の機能は多岐に渡っているが、基本的には農場通達の小作への伝達と組内小作人の監視（生産過程を含めた）の二つであった。

湯地農場の場合、伍長は入地年次の早い「古顔」の小作人が指名され、「組」内を他の小作人とは別格の「権威」をもって統制していた。その機能は、他の伍長制度と同様であるが、他に小作転入の場合の小作契約の立会人となっており、「組」内小作人の保障人としての位置づけもあたえられていた。¹⁵⁾
¹⁶⁾

14) このことも、水田地帯を対象としてきた理由の一つである。

15) 『湯地部落史』（湯地部落史編集委員会発行、1959）p. 154 には「地主、小作間の連絡及小作料取立の援助等」（傍点筆者）とあり、小作料取奪にも直接手をかしていたことがわかる。尚伍長には伍長手当が支給された（同頁）。

16) 同『部落史』p. 56 所収の「小作人ノ変更ヲ許可シタル時管理人ノ為ス可キ条項」には土地台帳記入の際の条項に「組長ヲ立会人タラシメ」とある。小作株売買については「同条項」に「譲受人ノ下権トシテ譲渡人ニ支払ヒタル金額」（傍点筆者）という叙述があり、また『部落史』には明治44年改正の「小作地譲渡規定」が掲載されており、小作株売買は明治30年代から下権として存在していた（ただし、小作地譲渡については満五ヶ年間耕作など7項目の規制があったが）。事実、前出の明治36年の農場経営資料において、すでに小作株売買が一戸分100円前後の価格で現われており、その際農場事務所で一定程度の手数料を取っていることが注目される。このことは、後の小作争議で問題化するが、この意味については後述する。

湯地農場は村内でも屈指の小作農場で、かつ華族農場として絶大な権威を誇っており、伍長はそうした農場の権威を背景に「組」内小作人の統御をなしていたといえる。

2. 農民層分解と「伍長組」の変質

しかし、小作管理機構として形成された「伍長組」もⅡで考察した小作経営の上向化の中で変質してくる。大正末から昭和初期にかけての水田面積の増加は、大正10年前後から昭和2年までの高米価（一石30円台）にささえられていたが、これによって小作経営の安定をもたらす農家経済余剰が発生し、¹⁷⁾それまでの不安定移動が基本的に解消されたとみることができる。昭和恐慌期以降の転出は、後に述べる事例にも見られるように上層の転出が多くなり、農場内での経営規模拡大の限界を転出によって果たすというケースが現われてくる。昭和恐慌後の転入者は、そうした上層転出者の耕地規模を継承する側面が強くでており、大正期の不安定な小作移動とは性格が異ってきている。

こうした意味で、小作定着の基本線は大正末に引かれたといえることができるが、小作の定着は「伍長組」内での労働力交換を含めた小作農相互の密接な関係を形成したと思われる。この意味で、「伍長組」は「生産と生活の場」としての内実を大正末以降、端緒的ではあれ備えるに到ったと考えられる。¹⁸⁾

他方、農民層分解の進展は、「伍長組」内部においても先着順序列による階層性を形成し、農場の権威によって「古顔有力者」の位置を占めていた伍長は、経営力量をもつ経済的実力層として「組」内の頂点に位置している。こうした変化の中で、伍長は、それまでの権威的な「有力者」から、経済的な「実力者」へと転換し、その立場も農場の小作管理機能を担う存在から、小作上層として米価上昇にともなう経済余剰の分配をめぐる、農場と対抗する立場へと転換してくると思われる。

以下、事例をとって「伍長組」内の階層構成と伍長の階層性を分析し、さ

17) 稲作経営上向の要因として米価上昇の他に反当収量の増大があるが、『部落史』によれば、明治、大正を通じて4俵前後、昭和初頭には品種改良、金肥施用効果で4～4.5俵、昭和10年代に4.5～5俵、昭和17年以降の温冷床の普及で戦後5～5.5俵という動向であった。

18) 「伍長組」内での小作間の生産過程における関係の具体的分析は、本稿では論究せず、今後の課題とする。

らに小作争議の過程から伍長の性格変化と「伍長組」の変質を明らかにしていく。

(1) 「伍長組」の階層構成と伍長の位置

ここでは第一区の中でも当初から水田化の著しい第8「伍長組」の事例を中心に考察していく。

第8組は、図1では原野①に当たる。この地区は明治20年代末に開墾が開始されるが、角田村土功組合の設立により旭台支線の末端区域に編入され、明治30年代にトキト川沿いの防風林地を除いてほぼ全域が水田化されていく(図2)。この「組」は5団地に区分され、5戸の小作から構成されていた。5戸の小作を入地年次別グループに区分すると、Aグループに属するものが2戸、Bグループが2戸、Cグループが1戸となり、その系譜はAグループが本家筋、B、Cグループが分家転入となっている(表15-a, b)。入地年次と土地規模との関係では、Aグループの②による農場外通い小作形態による規模拡大がみられるものの明確な相関はみられない。(表15-c)。しかし、所得変化では(表15-d)、先の先着順序列が明確に現われている。すなわ

図2 第8伍長組の区画と水利

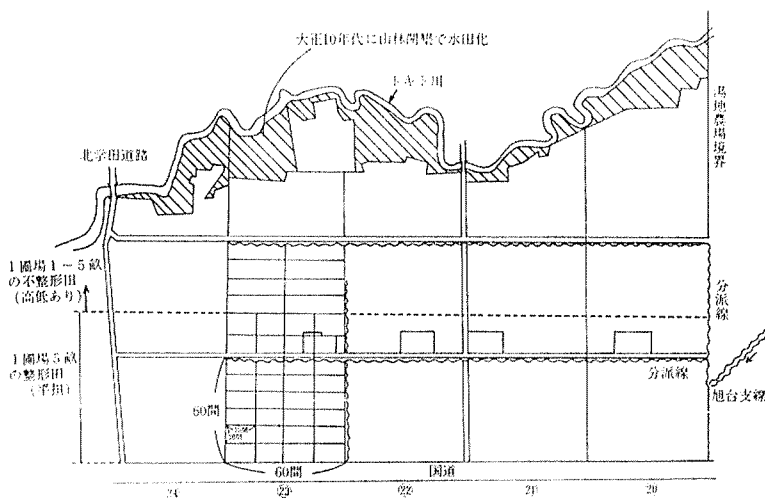


表15 (a) 第8伍長組小作入地年次

団地番号	転入年次	入地年次別 グループ	前 耕 作 者	入地年次	耕作年次	交 替
②⑩	S 12	C	②⑩'	M38	33年	3回
②⑪	T 13	B	②⑪'	T 11	3	6
②⑫	T 12	B	②⑫'	T 5	7	4
②⑬	T 3	A	②⑬'	M30?	18	2
②⑭	T 2	A	②⑭'	M30?	17	2

『部落史』より形成

表15 (b) 小 作 人 の 系 譜

	入 地 前	本・分 家 別	出 身 県	小作株価格
②⑩ C	由 仁	分 家		2,300円
②⑪ B				
②⑫ B	栗 山 中 の 里	分 家	岩 手	
②⑬ A	長 沼	本 家 (養子)	富 山	
②⑭ A	非定住(奉行人)	独 立	石 川	850円

『部落史』、聴きとりにより作成

表15 (c) 農地改革時の土地所有

(反)

		「組」内		「組」外		合 計		農場外 田	農地改革 時購入価 格 (円)
		田	畑	畑	田	畑	計		
②⑩	C	40.4	3.8	4.6	40.4	8.4	48.8	—	9,977
②⑪	B	32.9	2.5	22.6	32.9	25.0	57.9	—	8,629
②⑫	B	34.4	2.5	2.0	34.4	4.5	38.9	—	8,217
②⑬	A	33.7	2.2	18.5	33.7	20.7	54.4	—	7,500
②⑭	A	28.3	—	4.4	28.3	4.4	32.7	33.0	6,918

資料は表11に同じ

表15 (d) 小 作 所 得 の 変 化

(円)

		T 6	T 11	S 2	S 7	S 10	S 14
②⑩	(C)	(340)	(561)	(750)	(555)	(899)	431
②⑪	(B)	(230)	(313)	420	247	353	338
②⑫	(B)	(250)	(351)	460	300	585	360
②⑬	(A)	210	641	550	316	661	652
②⑭	(A)	210	281	420	361	665	665

各年次『村税戸数割台帳』より作成, () 内は前耕作者の所得

ち、大正末期以降、小作全体に所得の増大傾向が現われるが、その中でも²³と、²⁹の「前耕作者」^{29'}が上層を形成し、²⁴も昭和初年の石油発動機導入、8寸角植付方式の開発等の篤農的技術をもって昭和期以降向上してくる。それに対してBグループの²¹、²²が下層を形成し、昭和12年入地の²⁹が前耕作者の規模をうけついで中間点にたつという構成である。この事例においても、5戸中4戸が大正末に入地を完了しており、また昭和期^{29'}の転出は、隣接町村での土地取得によるもので、それ以前の窮迫的転出とは性格を異にしている。こうした小作の定着傾向の中で先着順序列による階層構成が形成されたが、その頂点に位置する伍長について次に検討してみよう。

この「組」の伍長は、当初明治38年入地の^{29'}で、先に述べた農場権威にもとづく統轄を行っていた。それに加え、この「組」は水利管理組織としての完結性をもっており水管理を通した伍長の権限も大きなものがあつた。図2で示すように、支線以降は農場による2本の分派線で引水され、その管理は伍長を長とする5戸が当たり、その水利組織を基礎に小作料納付の連体責任制¹⁹⁾がとられていた。それが大正末以降、個別責任化し、伍長も^{29'}から篤農技術によって向上してくる²⁹へと交替されていく。

同様の傾向は、同じ第一地区の第11組にも現われている(表16)。この事例

表16 第11伍長組における小作所得の変化

(円)

		T 6	T 11	S 2	S 7	S 10	S 14
①	(B)	(110)	(328)	230	235	366	259
②	(A)	(210)	(244)	390	534	761	418
③	(?)	(?)	(?)	(?)			
④	(C)	(170)	(238)	(230)	(233)	(358)	265
⑤	(A)	130	351	260	265	386	330
⑥	(C)	(130)	(?)	(?)	268	408	392
⑦	(C)	(170)	(630)	(480)	(320)	349	322
⑧	(A)	130	315	420	305	543	458

資料は表15(d)に同じ。()は前耕作者の所得

- 19) 『部落史』掲載の「小作証」(大正5年)では「前記ノ土地下名等五名ニテ小作致シ小作年賃料及公課金ニ対シテハ共同連帯ノ義務ヲ負担致シ可申ハ勿論規定ノ納期ニハ完納可致候又該地ヲ愛撫シ荒蕪粗耕セザル様熱心耕作可仕」とある。

においてもAグループの②, ⑧, および⑦の前耕作者⑦'が上層をなし, B・Cグループが下層をなすという先着順序列が形成されており, 伍長の出身層は上層Aグループ(⑧, ②および⑦')となっていく。昭和恐慌期後には第8組の②'と同様に最上層⑦'が転出するという同傾向も表われている。

以上, 二事例という限定付きではあるが, 「伍長組」内部に大正末以降, 先着順序列による階層構成が形成され, 伍長は, それまでの農場権威による「有力者」から, 人的には同じ系譜に属するとはいえ, 階層構成の頂点にたつ実力層として位置づけられるに到ったことが確認される。

(2) 小作争議と伍長の性格変化

ここでは, 「伍長組」内の新しい小作間の関係と伍長の性格変化を小作争議の過程を通して考察していく。

大正末期から, 北海道においても日農北連を中心に小作争議が高揚期をむかえるが, 湯地農場争議は, 小作結集率の高さ, 要求項目の多様性において大正末小作争議では一つの典型をなしている。

争議の発端は米価上昇を理由とした大正14年の小作料引上げの申し渡しにあった。それに対し, 小作人は日農北連荒岡委員長との談話会を契機に, 大正15年2月日農北連に加盟し, 角田支部を結成, 小作料引上げに対抗して小作料軽減運動を展開する。結果は, 同年5月に農場側が値上げを撤回するとともに小作要求を受け入れ, 小作側の全面勝利に終わった。その要求内容は, (1)小作料の5分減, (2)小作料納期の延長, (3)小作米等級の廃止, (4)凶作減免の際の小作委員の立会い, (5)牧草刈出面賃の引上げ, (6)小作株売買の際の手²⁰⁾²¹⁾数料廃止というものであった。

この争議の特徴は, (1)の小作料減免にみられるブルジョア的要求を基本線とする点でこの期の小作争議一般と共通しているが, それにとどまらずいくつかの特徴をもっていた。その第一は, 80数戸の小作のうち77戸が農民組合

20) 『北海道農民組合運動五十年史』1974, p. 64~65 参照。

21) その後の農民組合は3・15弾圧(昭和3年)の過程で崩壊し, 小作組合が組織され, 体制側へと取り込まれていくが(日農北連『連合会情報第一号(昭和4年度)』), 対地主斗争のエネルギーは失なわれることなく, 昭和16年には畑小作料の減免斗争(『社会政策時報』No. 134, 1931), 昭和16年には農場解放運動(不成功), 同16年には河川敷内の小作料取立反対運動(勝利)など基本的に農地改革まで存続した。後二者については『部落史』参照。

小作制大農場における村落形式の基点に関する一考察

表17 小作争議時中心人物の役職と階層

氏 名	役 職	伍 長 組 名	S2所得	備 考
鈴 木 彦 吉	支 部 長	第5 (伍長)	310円	S3～S7, S11～S15村議
井内 利左衛門	副支部長	第9 (伍長)	420	
藤 田 作 藏	副支部長	第4 (伍長)	460	S15村議 (辞職)
武 岡 重次郎		第11 (伍長)	420	
上 井 伊 作		第8 (伍長)	420	S4～S8青年団長 農場解放運動の中心
山 崎 修 治		第10	310	

『北海道農民組合運動五十年史』『湯地部落史』『村税反別割』聴きとりによって作成

に参加し、全層的な運動として取り組まれたこと、²²⁾ 第二に全層参加を保障するものとして、「伍長組」を核とした小作争議が展開されたことである。これは、表17に示したように争議指導者層が伍長を中心としていることから推測できる。こうして小作管理機構として設置された「伍長組」は、やがて農場事務所に対する独自性をつよめ、その意味で「自立的」な小作農集団の基礎単位としての性格をうち出していったといえよう。

「伍長組」内の経済的実力層として現われる伍長の性格変化は、要求項目(6)小作株売買の際の手数料廃止の要求に端的に表われている。伍長は小作株売買の立会人としても小作管理の一端を担っていたが、伍長を中心とする小作争議で手数料廃止が要求化されたことは、伍長の小作側への、小作結集の基礎単位としての「伍長組」の立場への転換を意味している。しかもこの要求の実現は、農地移動に関する権限を実質的に農場事務所から伍長に移した。何故なら、小作確保が容易な時点で手数料収入という利益がなくなれば、農場による小作株売買の承認は形式化するからである。伍長の立場が経済的利益を同一にする小作人の結合体である「伍長組」に転換したことで、「伍長組」は間接的にはあれ「組」内の土地移動に関する規制力をもつに到ったのである。

3. 小 括

これまでの考察で、小作制農場下の「自立性」をもつ農民結合の基礎単位としての「伍長組」の形成とその内部構造が明らかになった。

22) 全層参加は、主に下層の要求である(5)牧草刈出面賃引上げが要求項目に加えられるというかたちで反映されている。

明治30年代末の農場経営の確立に対応し、末端小作管理の機構として明治40年代に設立された「伍長組」は、大正末期から昭和初期にかけて一つの転期をむかえる。それは「造田ブーム」の中での小作経営の安定傾向とそれとともなう小作の定着、この二つを契機に進行した農場内、「組」内の農民層分解の進展をその背景とした。これにより、「伍長組」内部に先着順序列という経済的利益によって結ばれた小作間の秩序が生じ、「伍長組」のもっていた末端支配機構としての側面と矛盾をきたすにいたる。このことは、小作経営上向による剰余部分の取得をめぐる地主、小作間の衝突の反映といえる。

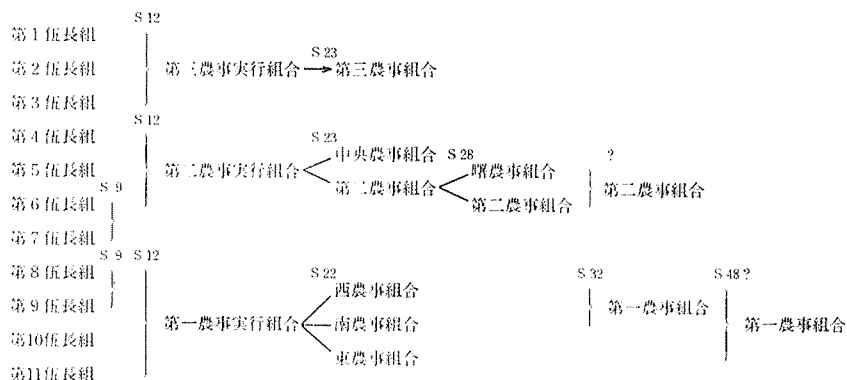
小作管理の担い手と経済的実力層という形でこの矛盾を一身に担う伍長は、小作争議の中で明確にその性格を変化させていく。この転換を契機に「伍長組」は小作農民の結合の基礎単位としての性格を有するようになる。そして伍長の性格変化に体现される小作農民の成熟とその結集の基礎単位の形成は地主経営を圧迫し、地主制の後退過程を下から促迫していったということからできる。

こうした大正末から昭和恐慌期にかけての新しい性格を有する「伍長組」への変質を前提として、昭和恐慌期以降上からの農村把握が強化されていく。それは「伍長組」を、小作の上向要求実現という名目で農事実行組合へ統合していく過程である。これによって形成される「農事組合型」村落を北海道的村落と位置づけるなら、「伍長組」の変質の過程で形成されてきた農民結合の「自立的」な基礎単位は、その基点をなすということができよう。逆に言えば、こうした農村の基礎単位の形成が昭和恐慌期以降の上からの政策展開を可能にしたのであり、農民の一定の成熟が政策展開の前提となったといえるであろう。そして、そうした上からの展開は、ますます地主の機能喪失を促進していく。

＜補注＞

昭和恐慌期以降の「伍長組」の統合と農事実行組合の組織編成の動向について簡単に触れておく。伍長制は、昭和6年に部長制へ、さらに昭和9年には世話役制へと名称変更している。部長制以降、隣番制への傾向があらわれ、小作人指名の原則がゆるぎだしている。昭和9年の世話役制への移行時に「伍長組」の一部合併が行なわれ、9組に編成替えされる。他方、農事実

図3 部落の再編過程



『部落史』, 聴きとりにより作成

行組合については、昭和4年に農場全域を範囲に設立され、昭和12年にはそれが3分割され、それぞれの実行組合は3つの「伍長組」を統合して形成された。こうした上からの統合の過程で小作管理機構としての「伍長組」は昭和15年を境に自然消滅していく。しかし、戦後、平坦部地域では農事組合が再分裂し、旧「伍長組」の区域で農事組合が再組織されている。このことは「伍長組」の農村基礎単位としての強固性を示す一つの傍証となるであろう。

おわりに——今後の課題

残された課題は多いが、以下3点をかかげて本稿を終る。

第一に、本稿では伍長組の内部構造を農民層分解を基点として先着順序列としてとらえたが、こうした農民層分解を推進する小作農の蓄積構造の把握が必要となる。それは単に生産力的基礎にとどまらず、小作所得の一要因たる副業、兼業形態をも含む。

第二に、小作経営を補完する「伍長組」の機能の解明。水利組織との関連、農地移動との関連については若干触れたが、「生産と生活の場」としての労働力交換、水管理など生産過程に則した機能の具体的把握が必要となってくる。

第三に、この伍長組を統合して形成される農事実行組合の機能。これについては農会ルートの農事改良、産業組合ルートの市場対応とのかかわりが重要となる。